

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、四箇池土地改良区の一の井頭首工管理規程を次のとおり平成25年5月7日認可した。

平成25年5月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

一の井頭首工管理規程の概要

1 かんがい期間

毎年6月1日から10月31日まで

2 かんがい期間における計画取水量及び取水時における河川の水位

頭首工 の名称	計画取水量	河川の水位	
		上限標高	下限標高
一の井頭首工	毎秒1.05立方メートル	36.70メートル	35.46メートル

3 出水時の放流

一の井頭首工の水位が標高36.50メートルから0.2メートルを超えると、自動倒伏堰<sup>せき</sup>の作動により放流する。

4 洪水等緊急時の措置

管理者は、警戒体制をとり、緊急事態に対応した施設の操作を行う。

5 施設の管理

管理者は、操作に必要な機械器具等の点検整備を行う。